

VCもがみ 規約

(名称)

第1条 チーム名を「VCもがみ」と称する。

(運営)

第2条 クラブは特定非営利活動法人とざわスポーツクラブ（以下、スポーツクラブと称する。）が運営する。

2. クラブの代表者はスポーツクラブの代表指導者とする。
3. 運営、指導の補助として、スポーツクラブの指導者が協力する。

(所在地)

第3条 チームの所在地は、特定非営利活動法人とざわスポーツクラブを置く場所とする。

(目的)

第4条

1. 子どもたちが夢を追い続けられる環境の提供。
2. バレーボールを通して感謝する心と仲間の大切にする心を育む。
3. 自立して考動できる人材育成。
4. 心身共に健全な人材を育成。
5. 地域から愛されるチームを作る。

(資格)

第5条

1. チームの趣旨、方針に賛同し、本規約に遵守できる中学生とする。
2. 学校の部活動へ参加している者は顧問へ同意を得て、活動への参加に支障がない者とする。
3. 他のクラブチームに所属している者は所属先の代表者に同意を得て、活動への参加に支障がない者とする。

(活動)

第6条

第4条を達成するために以下の活動を行う。

1. 練習の実施。
2. 大会への参加。
3. 第4条を達成するために必要な活動。

(組織)

第7条

1. チームの責任者は、スポーツクラブの齋藤祥太とする。
2. 指導スタッフは、スポーツクラブの活動を理解し、第4条を達成するために必要な人材を公認する指導者とする。
3. 選手。
4. 事務局は、スポーツクラブの事務局スタッフで構成する。
5. その他、関係する自治体。

(会費)

第8条

1. 会費は月額2,000円とし、消耗品購入やチーム運営費等に充当する。
(協議の上、変更することがある。)
2. クラブ費として、3,000円を徴収する。
(年度毎に変更することがある。)
3. 大会参加費や遠征費等は、臨時費用として必要に応じて実費の一部を徴収する。
4. 年度末に関係者及び会員へ決算報告をする。
5. 会員が会費のヶ月納入を怠り、チーム代表が催促したのにも関わらずなお滞納した場合は、チームはその会員に対する指導を停止し、会員を退会させることができる。
6. 会費は、指定した期日までに納入しなければならない。
7. 一旦入金された会費は、理由の如何を問わず返金を行わない。
8. 欠席した場合、会費の返金を行わない。但し、1ヵ月単位の休会は事前に届け出があった場合のみこの期間は会費を請求しない。

(保険)

第9条 (財)スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」に加入を必須とする。

(登録)

第10条 日本バレーボール協会(JVA)の登録を必須とする。

(対象)

第11条

1. 対象：中学1年生～3年生を対象とする。
※ 部活動に入部している者は、顧問の同意を得る必要がある。また、部活動の大会への参加は可能とする。

(入会・退会)

第 12 条

1. チームに入会する際は、保護者の同意を得て入会となる。
2. チームを退会する際は、チームの同意のもと退会が可能となるが退会する 1 ヶ月前に必ず事務局へ連絡すること。
3. 退会する際の、当月の会費の返金はしない。

(除名)

第 13 条 本規約への違反、もしくはチームの会員としてふさわしくないとクラブが判断した場合は、クラブは会員を除名することがある。

(健康管理義務)

第 14 条 保護者は、入会後に会員がチームの練習を行うにあたり適した健康状態であるかを把握し、適さないと判断した場合は速やかに必要な処置を行うこと。

(安全確保)

第 15 条 練習会場へは基本保護者が送迎する。送迎する者の責任において安全確保をすること。

(傷害の補償)

第 16 条 チーム活動中に発生した事故及び怪我の傷害の補償は、(財)スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」の補償適用対象範囲内とする。

(個人情報の取り扱いについて)

第 17 条

1. 個人情報の取得

個人情報を適法かつ公正な手段により収集する。個人情報の提供をお願い する場合は、事前に目的・利用内容を開示した上で正当な活動範囲内でその目的の達成に必要な限度において個人情報を収集する。

2. 個人情報の利用について

お預かりした個人情報は、個人情報を頂いた方に承諾を得た範囲内で利用 する。利用目的については、以下の「利用範囲」の中で正当な活動の範囲内で必要な項目を利用する。

〈利用目的の範囲〉

- 1) 公式試合の参加登録をする場合。
- 2) 練習等の連絡をする場合。
- 3) 問い合わせ等への対応をさせて頂く場合。
- 4) その他、事前に連絡し同意を頂いた場合。

- 5) 個人情報の第三者提供。
- 6) 同意なしに第三者に個人情報の提供は行わない。

3. 個人情報の安全管理措置について

個人情報への不正なアクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等から保護し、正確性及び安全性を確保するために管理体制を整備し、適切な安全体制を実施する。

(規約の変更)

第 18 条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な内規は、主催者が関係者と協議の上、スポーツクラブ理事長がこれを定める。

(特約)

第 19 条 チームに所属中はスポーツクラブのクラブ会員に加入していただき、クラブ会員と同サービスを受けられることができる。

(その他)

第 20 条 練習時のウェア類（練習着・サポーター・シューズ等）は各自でご準備すること。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。